

令和7年第21回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年12月1日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------------|-----------|
| 議案第91号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 1 |
| 議案第92号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 3 |
| 議案第93号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 7 |
| 議案第94号 | 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について | ・・・ P. 8 |
| 議案第95号 | 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について | ・・・ P. 10 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|-----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 11 |
|----------------|-----------|

議案第91号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 407人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 97人 |
| | 市外転出者 | 309人 |
| | 在外移転 | 1人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和7年11月1日から令和7年11月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年7月1日から令和7年7月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	46	51	97
転出	171	138	309
在外移転	0	1	1
合計	217	190	407

議案第92号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1,757人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調 (令和7年12月1日現在)

福岡市早良区

(単位：人)

区分		男女別	男	女	計
令和7年9月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			84,093	98,162	182,255
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)			0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡		▲ 265	▲ 286	▲ 551
	(イ) 転出		▲ 521	▲ 494	▲ 1,015
	(ウ) 在外移転		▲ 1	▲ 1	▲ 2
	計 (ア)+(イ)+(ウ)		▲ 787	▲ 781	▲ 1,568
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			505	571	1,076
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			▲ 418	▲ 450	▲ 868
今回(令和7年12月1日) 追加登録者数 (h)			942	815	1,757
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			84,335	98,317	182,652
備考 ((a)との増減)			242	155	397

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R6.12.2）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7.12.1	順位	R6.12.2	順位			
1	西新第一	6,381	9	6,368	8	13	20	100.20%
2	西新第二	9,201	1	8,974	1	227	2	102.53%
3	高取第一	7,459	3	7,434	3	25	17	100.34%
4	高取第二	7,124	4	7,031	4	93	5	101.32%
5	百道浜	5,956	12	5,973	12	▲17	30	99.72%
6	百道	6,893	6	6,847	5	46	14	100.67%
7	室見第一	5,504	13	5,441	13	63	9	101.16%
8	室見第二	4,449	21	4,413	21	36	15	100.82%
9	原第一	4,272	23	4,293	23	▲21	31	99.51%
10	原第二	5,315	14	5,266	14	49	12	100.93%
11	大原	3,769	26	3,709	27	60	10	101.62%
12	原団地	2,952	33	2,976	33	▲24	32	99.19%
13	原北	6,841	7	6,719	7	122	4	101.82%
14	室見団地	2,165	36	2,163	36	2	24	100.09%
15	小田部	5,243	15	5,241	15	2	24	100.04%
16	有住	3,869	25	3,928	26	▲59	36	98.50%
17	有田第一	4,945	17	4,977	17	▲32	33	99.36%
18	有田第二	4,684	19	4,660	20	24	18	100.52%
19	賀茂	6,036	11	5,987	11	49	12	100.82%
20	原西第一	5,149	16	5,062	16	87	6	101.72%
21	原西第二	4,393	22	4,369	22	24	18	100.55%
22	飯原第一	3,109	31	3,108	31	1	27	100.03%
23	飯原第二	2,629	35	2,627	35	2	24	100.08%
24	飯倉中央	4,906	18	4,917	18	▲11	28	99.78%
25	飯倉	3,976	24	3,967	25	9	22	100.23%
26	干隈	3,257	30	3,248	30	9	22	100.28%
27	星の原	3,368	29	3,443	28	▲75	37	97.82%
28	田隈	7,012	5	6,840	6	172	3	102.51%
29	田村	8,809	2	8,731	2	78	7	100.89%
30	野芥第一	3,635	28	4,086	24	▲451	38	88.96%
31	野芥第二	3,749	27	3,263	29	486	1	114.89%
32	野芥第三	2,846	34	2,812	34	34	16	101.21%
33	四箇田	6,245	10	6,179	10	66	8	101.07%
34	入部	6,417	8	6,364	9	53	11	100.83%
35	早良	3,041	32	3,028	32	13	20	100.43%
36	脇山	1,810	37	1,856	37	▲46	35	97.52%
37	内野	4,661	20	4,695	19	▲34	34	99.28%
38	石釜	582	38	595	38	▲13	29	97.82%
合計		182,652		181,590		1,062		100.58%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R7.9.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7.12.1	順位	R7.9.1	順位			
1	西新第一	6,381	9	6,370	9	11	15	100.17%
2	西新第二	9,201	1	9,108	1	93	1	101.02%
3	高取第一	7,459	3	7,460	3	▲1	25	99.99%
4	高取第二	7,124	4	7,090	4	34	5	100.48%
5	百道浜	5,956	12	5,962	12	▲6	30	99.90%
6	百道	6,893	6	6,901	6	▲8	33	99.88%
7	室見第一	5,504	13	5,493	13	11	15	100.20%
8	室見第二	4,449	21	4,455	21	▲6	30	99.87%
9	原第一	4,272	23	4,272	23	0	23	100.00%
10	原第二	5,315	14	5,281	14	34	5	100.64%
11	大原	3,769	26	3,746	27	23	11	100.61%
12	原団地	2,952	33	2,948	33	4	20	100.14%
13	原北	6,841	7	6,804	7	37	3	100.54%
14	室見団地	2,165	36	2,167	36	▲2	26	99.91%
15	小田部	5,243	15	5,240	15	3	22	100.06%
16	有住	3,869	25	3,847	25	22	12	100.57%
17	有田第一	4,945	17	4,919	17	26	9	100.53%
18	有田第二	4,684	19	4,655	20	29	7	100.62%
19	賀茂	6,036	11	6,020	11	16	13	100.27%
20	原西第一	5,149	16	5,143	16	6	19	100.12%
21	原西第二	4,393	22	4,365	22	28	8	100.64%
22	飯原第一	3,109	31	3,113	31	▲4	28	99.87%
23	飯原第二	2,629	35	2,632	35	▲3	27	99.89%
24	飯倉中央	4,906	18	4,906	18	0	23	100.00%
25	飯倉	3,976	24	3,972	24	4	20	100.10%
26	干隈	3,257	30	3,247	30	10	17	100.31%
27	星の原	3,368	29	3,405	29	▲37	38	98.91%
28	田隈	7,012	5	6,969	5	43	2	100.62%
29	田村	8,809	2	8,794	2	15	14	100.17%
30	野芥第一	3,635	28	3,648	28	▲13	37	99.64%
31	野芥第二	3,749	27	3,760	26	▲11	35	99.71%
32	野芥第三	2,846	34	2,837	34	9	18	100.32%
33	四箇田	6,245	10	6,221	10	24	10	100.39%
34	入部	6,417	8	6,380	8	37	3	100.58%
35	早良	3,041	32	3,052	32	▲11	35	99.64%
36	脇山	1,810	37	1,819	37	▲9	34	99.51%
37	内野	4,661	20	4,666	19	▲5	29	99.89%
38	石釜	582	38	588	38	▲6	30	98.98%
合計		182,652		182,255		397		100.22%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第93号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

議案第94号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙2のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年12月1日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.11.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.12.1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	49	0	0	0	0	49
女	79	2	0	0	2	81
計	128	2	0	0	2	130

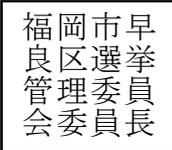
議案第95号

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市早選告示第48号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリメートル		選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用

（議案の根拠）

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第27条及び福岡市公印規則第9条の規定による。

（公印）

福岡市区選挙管理委員会規程第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

（印影印刷）

福岡市公印規則第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
令和8年 第1回	定例	1月20日(火)	午前9時40分	早良区役所 中会議室
第2回	定例	2月20日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月2日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	定例	4月20日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日(水)	午前10時	早良区役所 中会議室
第6回	定例	6月1日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第7回	定例	6月30日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	定例	7月17日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	8月20日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9月1日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	9月18日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	10月20日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室